

中野区教育委員会会議録 平成19年第8回定例会

○開会日 平成19年8月31日（金）

○場 所 中野区教育委員会室

○開 会 午前 10時31分

○閉 会 午後 12時30分

○出席委員（5名）

| | |
|-----------------|---------|
| 中野区教育委員会委員長 | 山 田 正 興 |
| 中野区教育委員会委員長職務代理 | 高 木 明 郎 |
| 中野区教育委員会委員 | 大 島 やよい |
| 中野区教育委員会委員 | 飛鳥馬 健 次 |
| 中野区教育委員会教育長 | 菅 野 泰 一 |

○欠席委員（0名）

○出席した事務局職員（7名）

| | |
|------------|---------|
| 教育委員会事務局次長 | 竹 内 沖 司 |
| 教育経営担当課長 | 小谷松 弘 市 |
| 教育改革担当課長 | 青 山 敬一郎 |
| 学校教育担当課長 | 寺 嶋 誠一郎 |
| 指導室長 | 入 野 貴美子 |
| 生涯学習担当参事 | 村 木 誠 |
| 中央図書館長 | 倉 光 美穂子 |

○書記

| | |
|--------|---------|
| 教育経営分野 | 松 島 和 宏 |
| 教育経営分野 | 渡 邊 真理子 |

○会議録署名委員

| | |
|-----|---------|
| 委員長 | 山 田 正 興 |
| 委 員 | 大 島 やよい |

○議事日程

日程第1 第25号議案 中野区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

日程第2 第26号議案 第14期中野区文化財保護審議会委員の委嘱について

午前10時31分開会

山田委員長

皆さん、おはようございます。

8月は休会いたしておりまして、また、本日は武蔵台小学校の校庭の芝生開きが朝9時から開会されておりまして、教育委員会そろって出席いたしました。そのために開会をいつもより30分おくらせて10時半からの開会と変更させていただいております。

それでは、ただいまより、教育委員会第8回定例会を開会いたします。

本日の出席状況は、全員出席です。

本日の会議録署名委員は、大島委員にお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりです。

それでは、日程に入ります。

<日程第1>

山田委員長

日程第1、第25号議案「中野区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

議案の説明をお願いいたします。

指導室長

それでは、第25号議案「中野区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」をご説明申し上げます。

提案理由でございますが、区立学校における統括校長の職並びに主任教諭の職及び主任養護教諭の職を設けることに伴いまして規定を整備するものでございます。裏面をごらんいただければというふうに思います。

去る7月27日の教育委員会におきましてご説明させていただきましたが、職を設けることに伴いまして、本日は、中野区立学校の管理運営に関する規則の一部改正案についてご提案させていただきます。

改正内容でございますが、統括校長と主任教諭及び主任養護教諭を学校に置くことができるようにし、それぞれの職に1条ずつ設けております。具体的には、新旧対照表をごらんいただくと、第5条の2として、「特に重要かつ困難な職責を担う校長の職として、統括校長を置くことができる」という文をつけ加えさせていただきたいと思っております。

さらに、第6条の4でございますが、第1項に「特に高度の知識又は経験を必要とする教諭の職として、主任教諭を置くことができる」、第2項には「特に高度の知識又は経験を必要とする養護教諭の職として、主任養護教諭を置くことができる」ということで書かせていただいております。

以上のことにつきましては、東京都立学校の管理運営に関する規則の一部改正の内容に

のっとなってございます。なお、この規則改正につきましては、平成 20 年 4 月 1 日から施行するものとしたというふうに思います。よろしくご審議お願いしたいというふうに思います。

以上でございます。

山田委員長

ただいま上程中の議案に対しまして、質疑がありましたら、お願いいたします。

大島委員

大したことではないと思うのですけれども、現行の 6 条の 3 の「小学校及び中学校」という用語を、改正案では「小中学校」というふうに縮めた用語にしてあるのは何か意味があるのでしょうか。

指導室長

現行のほうには第 5 条の 2 がございませんので、第 6 条の 3 のところで「小学校及び中学校（以下『小中学校』という。）」というふうに書かせていただいておりますが、今回は第 5 条の 2 のほうへ入りましたので、修正をいたします。

山田委員長

私のほうから確認ですけれども、統括校長の「重要かつ困難な職責を担う」ということについては、どちらで判断するのでしょうか。

指導室長

後日、東京都教育委員会が都立学校に関して定める基準に基づいて各地教委が改めて検討し定めることとなっております。先日説明をいたしました四つの統括校長の職の役割、大方そのイメージなのでございますが、繰り返させていただきますと、教育の先進的な取り組みを推進するとともに、その成果を全体に還元する役割を担う学校の校長職。2 番目としましては、他校には見られない困難な課題を抱え、特に改善・改革が必要とされている学校の校長職。3 番目としましては、統廃合や学校選択制など社会の動向を背景として、地域・保護者からの高い期待にこたえる職責を担う学校の校長職。4 番目としましては、複数課程——特別支援学級等々が設置されているという意味でございますが——学校規模、教職員数、分校・分教室設置等により、管理の困難度が高い学校の校長職。というようなイメージで今東京都教育委員会では話し合っているようでございます。それを受けまして教育委員会で教育長にお決めいただいてというふうに考えております。という手順になるというふうに思います。

山田委員長

初めての制度になると思うのですけれども、そうすると、該当校に赴任された場合に「統括校長」となって、その該当校から移転したときは統括校長の名前がそのまま残ることになりますか。

指導室長

その辺の詳しいところにつきましては、今まだはっきりとした部分はございませんけれども、一応移ってしまいますと、それからあと、学校についてもずっとその学校にというわけにもいかないことになると思いますので、その都度、何年かでの判断という形になっていくかというふうに思います。基準にもよりますけれども、場合によってはずっと困難がある学校というふうにはならないというふうにも思いますので、何年かでこういうふうに変更していくという形になるかと思えます。

山田委員長

もう1点、これも確認ですが、第6条にあります「主任教諭及び主任養護教諭」についての主任の資格は、これは都教委のほうからの資格認定ということになりますでしょうか。

指導室長

そのようになるというふうに聞いております。

飛鳥馬委員

統括校長の場合には、都全体で何名ぐらいとか、そういう枠があるのでしょうか。あるいは、区で推薦すれば、1人でも2人でも、あるいは5人でも該当するのでしょうか。どうなのでしょう。

指導室長

まだはっきりとしたものは出ておりませんが、おおよそ全体の10%から15%程度というふうに聞いております。さらに、配置可能校数については20%ぐらいを目指すというような報告も受けております。都教委はそのあたりを想定しているということのようでございます。

飛鳥馬委員

今のことでですが、校長の場合に、さっき基準を三つぐらいお話しされました。先進的な取り組みであるとか、特別支援とか、そういうのはまあまあわかるのですけれども、困難校という場合、判断が非常に難しいなという気がするのですね。気持ちとしては、私も困難校の校長さんを初め先生方には十分支援をしたいというふうに思っているのですが、指定されるということが喜んでいいのか、悲しんでいいのか、それが励みになるのか、励みにならないのかが非常に微妙なところで、難しいところがあるかなと思うのです。ほうっておいていいわけではなくて、支援してやらなければ、これは確かなのです。そういうところは私たちも力を入れなければいけないと思っておりますが、ちょっと判断も難しいなという気がすることはしますね。私の意見ですけれども。

指導室長

先ほどお話ししましたのは、あくまでも都立学校が基準として今考えているであろうイメージのようでございますので、それをそのまま区立に当てはめるのは大変難しいかというふうに私どもも思っております。その辺のところは十分討議をしていかなければいけない部分かなというふうに思っています。

飛鳥馬委員

もう一ついいですか。改正案の6条の3のほうですが、「特別の事情のあるときは、主幹を置かないことができる」とありますね。置かないことは、小規模校とかそういうことを考えておるのでしょうか。人数的なものなのではないでしょうかね。

指導室長

主幹については、今、充足数や何かの関係で東京都が見直しを図っております。本来ですと、小学校2名、中学校3名を置くという目的であったのですが、規模によっては難しいということで、少し見直しをかけてきていることは確かでございます。ただ、これにつきましては、現行でもございますので。つまりは、現行においては移行措置の間は全校に基準どおりの配置は無理でありましたので、この文章がございましたし、今の状況としては、見直しを図るという状況もあるということでお伝えいたしました。現行と中身は変わってございません。

飛鳥馬委員

特に異動等を考えますと、小学校よりも中学校のほうが難しいのではないかと思いますので、教科ごとに異動がありますので、あるいは男女別もありますので、主任を優先して学校に2名ずつ、3名ずつというのはなかなか割り当てられなくて、異動がゼロのところもあったり、多かたりということ、非常に難しいところがあるのかなというような気がしていますね。

山田委員長

よろしいですか。東京都の教育委員会のほうでのこういった役職の取り決めができて、区としてもその受け入れ体制をつくらなければいけないということでもありますけれども、東京都のいわゆる都立高校における事情と、先ほど室長がおっしゃったように、区立の小・中学校ではかなりニュアンスも異なりますので、今後も東京都教育委員会の動向に十分注意していただいて運営を進めていければと思いますので、よろしく願いいたします。

そのほか質疑ございませんでしょうか。

それでは、第25号議案につきましては挙手の方法により採決をしたいと思います。

ただいま上程中の第25号議案を原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員賛成)

山田委員長

全員賛成なので、原案どおり決定いたします。

ここで委員会運営についてお諮りをいたします。

次の日程、第26号議案「第14期中野区文化財保護審議会委員の委嘱について」は、人事に関する案件ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項ただし書きの規定に基づき非公開にしたいと思います。

また、本日は8月最後の委員会であり、傍聴者発言の時間も設けたいと思いますので、ここで定例会を休憩し、休憩中に協議会を開会し、協議会閉会后、傍聴者発言の時間を設けた後で、非公開で定例会を再開したいと思います。

会議の運営について、このように運営したいと思います。これに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員賛成)

山田委員長

全員賛成ですので、そのように運営することに決定いたしました。

それでは、ここで定例会を休憩いたします。

午前10時46分休憩

午後12時20分再開

(以下、非公開)